

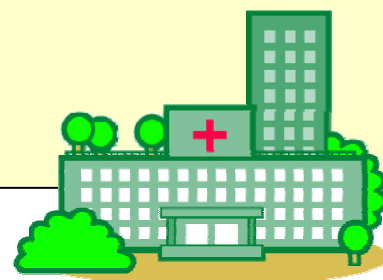
国の運用指針変更に伴い、

7月10日から、**新型インフルエンザ**の対応が変わります。

急な発熱と咳（せき）またはのどの痛みなど

「**インフルエンザ**」症状のある方は、
これまでの**発熱外来**から

「全ての医療機関で受診」できるようになります。



～県民の皆様へ～

- **事前に、医療機関に電話**をした上で、受診しましょう。
・感染拡大を防止するため、医療機関への事前の電話連絡の御協力をよろしくお願ひします。
- 受診する際には、**マスクを着けましょう**。
- 新型インフルエンザに関する相談は
下記の保健所など（発熱相談センター）へ相談してください。

発熱相談センター（9:00～17:00） ※ただし、土、日、祝日を除きます。

○保健所 《緊急の場合は、上記時間外でも相談を受け付けます。》

松江保健所 0852-23-1355 / 雲南保健所 0854-42-9635

出雲保健所 0853-21-1185 / 県央保健所 0854-84-9810

浜田保健所 0855-29-5557 / 益田保健所 0856-31-9550

隠岐保健所(島後) 08512-2-9900 / (島前) 08514-7-8121

○県庁健康推進課 0852-22-6131

島 根 県